

京都府食の安心・安全行動計画（中間案）

（平成19年度～21年度）

平成18年

京都府

はじめに

京都府食の安心・安全推進条例（平成17年京都府条例第53号）に基づき、食の安心・安全の確保に関する取組を総合的かつ効果的に推進するため、中期的な実行計画としてこの計画を策定します。

生産から流通を経て、消費に至るまでの一貫した食の安心・安全の確保に関する取組は、行政はもとより、農林水産業者を含む食品関連事業者や消費者などの府民全体で一体となって推進する必要があることから、この計画は、府の取組及び府と府民とが連携した取組を内容としています。

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 府における食の安心・安全確保に関する現状及び課題

「食」を取り巻く現状

外食等の増加や、多様な加工食品が販売されるなど、便利な食生活を享受する一方、食品に関するリスクも増大しています。また、原材料を含め、輸入食品が増えてきていることによっても、リスクが増大しています。

指定外添加物が使用された食品、農薬の残留基準値を超えている輸入野菜、摂取すれば健康被害が生じるおそれのあるいわゆる健康食品などの流通や、食品表示に係る偽装問題なども発生し、食への不信や不安を招いています。

また、食品に関する問題が発生した場合、食品関連事業者による正確な情報の提供が十分でないことが、健康被害を拡大させる要因ともなっています。

さらに、食品の安全性に関する情報について、行政等の情報公開が不十分であり、食品の安全性に対する消費者の理解も十分とはいえません。また、府の施策への府民参画についても、十分に進んでいるとはいえない状況です。

4つの課題

「食」を取り巻く現状を踏まえると、次の4つの課題に整理されます。

- 1 食品の生産、製造等において、科学的知見に基づく食品のリスクを管理する手法を導入することによって、食品の安全性を高水準で確保することが必要となります。
- 2 食品関連事業者が行っている食品の安全性の確保に関する取組が、府民に見えるよう、情報公開を促進し、食への安心につなげていくことが必要となります。
- 3 消費者の視点に立って、より効率的で効果的な食品の監視及び指導を行うことにより、食品の安全性を担保し、食への安心につなげていくことが必要となります。
- 4 食の安心・安全の確保に関する行政の情報公開を徹底した上で、府民参画を促進することが必要となります。

4つの課題を解決するため、次に掲げる事項を柱として取組を進めていきます。

- 1 安心・安全の基盤づくり
食品の安全性を高水準で確保するため、生産から消費に至る行程の各段階に応じた食品関連事業者による取組を支援します。
- 2 安心・安全の担保
行政の役割として、生産から消費までの一貫した監視、指導及び検査を行い、その結果について公表します。
- 3 信頼づくり
府における情報の開示を徹底し、府民参画を進めていきます。
また、食品関連事業者と消費者との交流や、消費者による学習活動を支援し、顔の見える関係づくりを進めることによって、食品関連事業者と消費者との信頼を築いていきます。

食品関連事業者

食品に携わっている事業者すべてを指します。食品関連事業者はもちろん、農林水産業者や流通関係事業者なども含みます。

第2節 基本的事項

1 取組の視点

4つの課題を踏まえ、「京都府食の安心・安全推進条例」では、次に掲げる基本理念を定めており、その基本理念に則って取組を進めていきます。

府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもとに、次の視点を持って取組を進めます。

生産から消費に至る行程の各段階に応じて必要な措置を適切に実施
科学的知見に基づき、食品による健康への悪影響を未然に防止
府及び食品関連事業者における積極的な情報の公開と共有化
府、食品関連事業者及び府民の相互理解と協力
環境に及ぼす影響に配慮

2 計画の対象期間

この計画の対象となる期間は、平成19年度から平成21年度までの3年間です。
なお、最終年度には見直しを行い、平成22年度以降の計画を策定していきます。

3 成果目標

府内産食品（農林水産物を含む。）を安心であると感じる府民の割合を、平成21年度には「7割以上」とします。

4 施策展開の体系

安心・安全の基盤づくり

1 安全な食品の生産・製造・加工、流通の確保に向けた取組

- より安全な農産物の生産に向けた取組
- より安全な畜産物の生産に向けた取組
- より安全な水産物の生産に向けた取組
- より安全な加工食品の製造に向けた取組

2 情報開示の促進による安心感向上の取組

- 農畜産物の生産履歴情報開示の促進
- 加工食品における「きょうと信頼食品登録制度」の推進

3 環境に配慮した食品生産の取組

- 農畜産物生産における取組
- 食品製造における取組

安心・安全の担保

1 食品衛生に関する監視・指導の充実・強化

- 農畜水産物の生産段階における監視・指導
- 食品等の流通段階における監視・指導

2 BSE、高病原性鳥インフルエンザなどの予防対策の徹底、監視体制の確保

3 適正な食品表示の確保

信頼づくり

1 食の安心・安全に関する情報提供

2 顔の見える関係づくりの推進

3 食の安心・安全に関する知識の啓発・学習

4 府民参画の推進

第2章 施策展開の方向

第1節 安心・安全の基盤づくり

食品の安全性を高水準で確保するため、生産から消費に至る行程の各段階に応じた食品関連事業者による取組を促進します。

1 安全な食品の生産・製造・加工、流通の確保に向けた取組

より安全な農産物の生産に向けた取組

病虫害発生予察情報等を活用した効果的な病虫害防除により減農薬の取組を推進します。

適正な農薬使用を進めるため、地域ごと、作物ごとに病虫害・雑草の防除マニュアル（栽培ごよみ）を作成し、農家へ配布します。

取組目標	計画	計画	計画	①計画	備考
栽培ごよみの作成 点数	200種類	200種類	記入予定	記入予定	農産流通課

【数値目標の根拠】

栽培ごよみの作成点数

農薬の使用については、作物ごと、地域ごとに異なるため663の暦を作成する必要がある。この暦を3年に1回見直すことを目標としている。

農薬販売者に対する講習会や、農薬販売者・防除業者などを対象にした農薬管理指導士の認定試験・研修会により資質向上を図ります。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
講習会の参加者数	600名	600名	記入予定	記入予定	農産流通課
農薬管理指導士の認定者数(累計数)	680名	730名	記入予定	記入予定	農産流通課

農薬管理指導士

農薬に関する専門的な知識を有し、農薬の取扱等に対する安全確保について強い意志を持つ者

【数値目標の根拠】

講習会の参加者数

希望者すべてが参加できるような体制を整えており、啓発活動により平成17年度実績の497人より100名増の目標を設定している。

農薬管理指導士の認定者数

多くの関係者に制度を知ってもらい、認定者数が増加するよう努めている。希望者すべての受験受入体制を整え、毎年50名の増加を目標としている。

農業団体が実施する京都米の残留農薬検査を支援します。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
検査件数	20ロット	20ロット	記入予定	記入予定	農産流通課

【数値目標の根拠】

検査件数

地域ごと(京都山城、南丹、中丹、丹後)の主要品種と生産量を勘案して品種ごとに1~2ロットのサンプル抽出を行うこととし、合計分析ロット数20ロットを数値目標として設定した。

農作物における総合的な品質管理手法（適正農業規範：GAP）導入の手引を主要な作物ごとに作成します。また、モデル農家において導入するよう指導します。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
適正農業（環境） 規範の実践農家数 （累計数）	規範の 作成	120戸	記入予定	記入予定	農産流通課

適正農業規範（GAP）

農産物・畜産物の安全性を確保するため、生産段階に加え、洗浄・選別・保管・出荷・輸送に至るまでの各段階も含め、総合的なリスク管理の手法。

EUでは、「食品安全」のほかに、「環境負荷低減」や「労働福祉」が目標・理念として掲げられている。

【数値目標の根拠】

適正農業規範の実践農家数

品質管理の向上について意識の高い、エコファーマー（380名）全員が取り組むことを当面の目標とし、平成19年度はその3分の1の実施を目標とした。

農業団体が実施する野菜等の残留農薬検査を支援します。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
実施団体数 （累計数）	計画策定	2団体	記入予定	記入予定	農産流通課

【数値目標の根拠】

実施団体数

府内の農業関係機関、団体が構成する協議会と農業協同組合の数の合計数を目標とした。

より安全な畜産物の生産に向けた取組

畜産農家を定期的に巡回指導し、国が定める家畜における飼養衛生管理基準の順守を徹底します。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
飼養衛生管理基準の巡回指導戸数	2,600戸	2,600戸	記入予定	記入予定	畜産課

飼養衛生管理基準
伝染病を予防するために家畜（牛、豚、鶏）を飼育している者が守らなければならない衛生管理項目を定めた国の基準

【数値目標の根拠】

飼養衛生管理基準の巡回指導戸数
畜産農家全戸を数値目標とした。

畜産物生産における高度な衛生管理システムをモデル農家に導入するよう指導します。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
衛生管理システムの普及戸数（累計数）	15戸	20戸	記入予定	記入予定	畜産課

畜産物生産における衛生管理システム
家畜伝染病の予防と安全な畜産物を生産するために必要な衛生管理項目を定め、記録・保存する京都府のシステム

【数値目標の根拠】

衛生管理システムの普及戸数
乳用牛50頭、肉用牛100頭、豚1,000頭、鶏1万羽のいずれか以上を飼養している全農家（72戸）への順次導入を目標とする。

畜産農家を巡回監視・指導し、動物用医薬品の適正使用を徹底します。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
畜産農家への監視戸数	370戸	370戸	記入予定	記入予定	畜産課

【数値目標の根拠】

畜産農家への監視戸数
医薬品の使用頻度が高いところとして、牛（全戸）、豚（全戸）、鶏（千羽以上）の戸数を目標値とした。

より安全な水産物の生産に向けた取組

養殖事業者を巡回指導し、動物用医薬品の適正使用を徹底します。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備考
水産養殖事業者の監視件数	20件	20件	記入予定	記入予定	水産課

【数値目標の根拠】

水産養殖事業者の監視件数

府内の養殖業者約40業者を2年に一度、巡回指導を実施することを数値目標とした。

水産加工事業所の役職員を対象に講習会を開催し、水産加工品における衛生管理意識の向上を図ります。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備考
講習会の開催数	1回	1回	記入予定	記入予定	水産課

【数値目標の根拠】

講習会の開催数

関係機関及び関係団体が講習会を開催することを目標とした。

より安全な加工食品の製造に向けた取組

食品関連団体、事業者が開催する研修会・講習会に講師を派遣します。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
派遣回数	80回	80回	記入予定	記入予定	生活衛生室

【数値目標の根拠】

派遣回数

各保健所の責任者講習会や講師派遣依頼については、要望どおり対応することとしており、平年ベースの依頼件数を数値目標とした。

食品衛生指導員、食品衛生推進員（京の食“安全見はり番”）など食品関係事業者による自主衛生管理運動を支援・推進します。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
食品衛生指導員又は食品衛生推進員による指導件数	4,000件	4,500件	記入予定	記入予定	生活衛生室

食品衛生推進員（京の食“安全見はり番”）

営業者等に対して、自主衛生管理推進のための指導や助言を行うため、社団法人食品衛生協会の推薦に基づき知事が委嘱

【数値目標の根拠】

指導件数

指導対象施設約13,000件のうち、食中毒の発生する可能性が高い業種を中心に指導・助言を効果的に実施することを目標とした。

食品関係事業所における「衛生管理基準」の順守の徹底を指導します。

衛生管理基準

食品衛生法施行条例に基づく基準で、計画的な衛生管理の実施、製品等の自主検査の実施などを定めている。

食品関係事業者が業種ごとの「京の食品安全管理プログラム」を作成し、食品の品質管理水準の向上と事業者のCSR（企業の社会的責任）についての意識を高める取組を支援します。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備考
業種ごとの手引の作成数（累計数）	10業種	20業種	記入予定	記入予定	プロジェクト

京の食品安全管理プログラム

「食品衛生新5S」（食品工場を清潔に保つため、「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ」の手順をルール化したもの）を基本として、京都府の実態に即した品質管理システムを手引にしたもの

【数値目標の根拠】

業種ごとの手引の作成数

平成20年度までに食品産業の主要業種30業種について作成予定であり、平成18年度から10業種ずつ作成することを数値目標とした。

プロジェクト：食の安心・安全プロジェクトの略

2 情報開示の促進による安心感向上の取組

農畜産物の生産履歴情報開示の促進

府内産の米、京野菜などの生産履歴情報について、開示する数量を拡大します（トレーサビリティシステムの導入）

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
【米】 農協系統での取組 の普及（流通量） 【うるち、もちの出荷契約米】	16,900t	17,900t	記入予定	記入予定	農産流通課
大規模稲作農家・ 農業法人での取組 数（累計数）	個別農家用 システムの 基準づくり	試行農家 3戸	記入予定	記入予定	農産流通課
【野菜】 システムの導入品 目数（累計数）	8品目	9品目	記入予定	記入予定	農産流通課 計画 聖護院大根
システムの導入作 付面積	167ha	176ha	記入予定	記入予定	

トレーサビリティシステム

食品の生産・加工・流通の各段階で記録をとり、管理することによって、食品がたどってきた過程を追跡可能にするシステム

【数値目標の根拠】

農協系統での取組の普及

全農京都府本部では、平成21年度を目標に米の生産履歴開示率を100%にする計画であり、平成21年度の出荷契約米計画量(19,900t)を100%として、平成18年度85%、平成19年度90%を数値目標として設定した。

大規模稲作農家・農業法人での取組数

大規模稲作農家等個別農家におけるトレーサビリティシステムについては、標準的な基準がなく、実践事例も少ないため、平成18年度に基準づくりの検討を行い、平成19年度に少数農家（3戸）でモデル的に実施する。

システム導入品目数

京のブランド産品21品目のうち、ブランド産地のない、くわい、金時人参を除いた産品を情報開示の対象品目（19品目）とし、そのうち生産出荷量の多い上位9品目（みず菜、壬生菜、紫ずきん、万願寺とうがらし、賀茂なす、京山科なす、花菜、堀川ごぼう、聖護院大根）を当面の対象とした。

牛肉のトレーサビリティシステムの運営を継続します。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
牛飼養農家数	300戸	300戸	記入予定	記入予定	畜産課

【数値目標の根拠】

牛飼養農家数

牛を飼養しているすべての府内畜産農家数300戸を目標とした。

鶏卵・鶏肉のトレーサビリティシステムの取組農家数を拡大します。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
システムによる鶏卵量	11.9千t	12.0千t	記入予定	記入予定	畜産課
システムによる鶏肉量	モデル実施	3,500t	記入予定	記入予定	畜産課

【数値目標の根拠】

鶏卵量

府内で生産され、府内で流通している鶏卵の推定量15,300tのうち80%に当たる12,000tを目標とした。(府内消費量(36,000t)の33%)

鶏肉量

府内で食鳥処理され、府内で流通している鶏肉の推定量4,340tのうち80%に当たる3,500tを目標とした。(府内総消費量(25,000t)の14%)

加工食品における「きょうと信頼食品登録制度」の推進

「きょうと信頼食品登録制度」の普及を図り、登録食品を拡大します。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備考
登録食品業種数 (累計数)	10業種	20業種	記入予定	記入予定	プロジェクト
食品(事業者)登録数 (累計数)	100件	200件	記入予定	記入予定	プロジェクト

きょうと信頼食品登録制度

府が定める基準より高い水準の品質管理を行い、生産・製造情報を開示する食品(生産者・事業者)を登録し、府民にそれらの情報を提供する制度

【数値目標の根拠】

登録食品業種数

平成20年度までに食品産業の主要業種30業種について登録基準を設定する予定であり、平成18年度から10業種ずつ設定することを数値目標とした。

食品(事業者)登録数

食品関連団体に加入する約2,000件のうち50%が登録制度に参加できる水準にあると考えて毎年100件ずつの登録を数値目標とした。

3 環境に配慮した食品生産の取組

農畜産物生産における取組

土づくりを基本に減農薬・減化学肥料の取組である「京都こだわり農法」の普及により、栽培面積を拡大します。

研究機関において試験研究された減農薬等栽培技術を、普及センターが現地で実証し「京都こだわり農法」を推進します。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
「京都こだわり農法」による栽培面積	280ha	300ha	記入予定	記入予定	農産流通課

京都こだわり農法

優れた品質や生産力の強化によるブランド力の向上を図るため、伝統農法と最新技術を組み合わせ、農薬・化学肥料を軽減する農法

【数値目標の根拠】

栽培面積

ブランド産地認定面積（林産物の丹波栗を除く。）で産地拡大目標を設定

エコファーマーの認定を進めます。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
認定戸数(累計数)	350戸	380戸	記入予定	記入予定	農産流通課

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、土づくり、減化学農薬、減化学肥料栽培の3つの技術を組み合わせた環境にやさしい農業についての導入計画を作成し、知事の認定を受けた農業者の愛称。認定を受けると、認定対象品目に、エコファーマーのマーク（全国共通）を貼付できる。

【数値目標の根拠】

認定件数

農家が自主的な取組によって申請する制度であるため、制度の必要性について普及・啓発を行い認定農家の拡大を図る。

モデル畜産農家を指定し、環境規範に基づく管理を導入します。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
取組モデル畜産農家数（累計数）	10戸	15戸	記入予定	記入予定	畜産課

環境規範

環境と調和のとれた畜産経営を営むために必要な項目（家畜排せつ物処理 悪臭・害虫の発生防止 家畜排せつ物の利活用の推進など）を定める京都府における規範のこと。

【数値目標の根拠】

畜産農家数

モデル的な取組を継続して実施する畜産農家。毎年度5戸を対象として取り組むことを数値目標とした。

養殖漁業者に対して適正な養殖密度による管理を指導します。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
指導経営体数	20経営体	20経営体	記入予定	記入予定	水産課

【数値目標の根拠】

指導経営体数

府内の養殖業者約40業者を2年に一度、巡回指導を実施することを数値目標とした。

食品製造における取組

食品業界において「エコ京都21」を普及し、認定事業所数の増加を図ります。

エコ京都21

環境に配慮した取り組みを行っている事業所を認定。地球温暖化防止部門、循環型社会形成部門の2部門があり、リサイクルの推進等を行っている事業所は循環型社会形成部門の認定を受けている。

第2節 安心・安全の担保

行政の役割として、生産から消費までの一貫した監視・指導・検査を行い、その結果を公表します。

1 食品衛生に関する監視・指導の充実・強化

農畜水産物の生産段階における監視・指導

農薬販売事業者等を立入検査し、無登録農薬などの販売を防止します。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
農薬取締法に基づく立入検査	250件	250件	記入予定	記入予定	農産流通課
肥料取締法に基づく立入検査	10件	10件	記入予定	記入予定	農産流通課

【数値目標の根拠】

農薬の立入調査数

指導対象とする815件を3年に1回立入調査することとして数値目標を設定した。

肥料の立入調査数

新規登録届出者及び3年に1回の更新者について立入調査することとして数値目標を設定した。

全国調査として、農地土壌中のカドミウム等の含有量を定点監視します。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
モニタリング調査点数	13点	6点	記入予定	記入予定	農産流通課

【数値目標の根拠】

調査点数

全国で行われる調査（土壌機能モニタリング調査）であり、京都府でのあらかじめ定められた調査箇所を5年で1回調査できるよう、調査点数が定められている。

畜産農家に対する巡回監視・指導や予防検査等により、徹底した家畜伝染病予防対策を行います。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
予防検査の実施頭羽数(のべ検査数)	23千頭・羽	23千頭・羽	記入予定	記入予定	畜産課

【数値目標の根拠】

実施頭羽数

家畜伝染病予防法の対象となる伝染病についての検査対象家畜数を数値目標とした。(牛 10,500頭、馬 350頭、豚 2,700頭、鶏(百羽以上 抽出検査) 8,500羽、蜂 900群)

牛：結核病など、馬：伝染性貧血、豚：コレラ等、鶏：ニューカッスル病等

食品等の流通段階における監視・指導

年間計画（食品衛生監視指導計画）に基づき、食品（農林水産物を含む。）の収去検査を効果的に実施します。

計画樹立に当たっては、府民から意見を募集し、計画に反映させます。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
食品の収去検体数	1,450件	1,450件	記入予定	記入予定	生活衛生室
対象食品等の区分					
農作物	260	260			
畜産物	126	126			
水産物	44	44			
加工食品 その他	923 97	923 97			
国産、輸入別の区分					
国産	1,348	1,348			
輸入	109	109			

【数値目標の根拠】

収去検体数

検査機関の能力に応じた数値目標を設定した。

食中毒等事件発生時には、緊急検査を実施し、原因究明に努めます。

食品関係営業施設について、衛生管理基準等の徹底を監視・指導します。
(再掲 P.10)

高リスク食品取扱施設、広域流通食品製造施設などを対象に、各保健所連携による「食品衛生監視機動班」が、監視・指導、収去検査を実施します。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
対象事業者数	30件	30件	記入予定	記入予定	生活衛生室

【数値目標の根拠】

対象事業者数

北・中・南部の3班体制とし、1班につき10件/年を目標に監視・指導を行うこととしている。

検査内容の多様化・高度化に対応できる検査体制（機器整備と高度な検査技術）を確保します。

毎年7月～9月を「食中毒予防推進強化月間」とし、食品関係営業者に対する集中的な監視・指導を行います。
 また、食品、添加物等について、毎年、年末一斉取締を実施します。

いわゆる健康食品（無承認・無許可医薬品の疑い）について、販売業者への立入検査やインターネット販売に関する監視を強化します。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備考
指導件数	400件	400件	記入予定	記入予定	薬務室

【数値目標の根拠】

指導件数

インターネット等で監視を行い、無承認・無許可の医薬品等に該当するものを確認した場合はすべて指導している。平年での指導件数を数値目標としている。

2 BSE、高病原性鳥インフルエンザなどの予防対策の徹底、監視体制の確保

高度な検査機器を整備した中丹家畜保健衛生所を核に、関係機関と連携した「広域防疫対策センター」を整備し、家畜伝染病の迅速で的確な診断及び発生時の防疫体制を確保します。

府内2箇所のと畜場におけるBSE全頭検査を堅持するなど、牛肉に対する安心・安全の確保対策を継続します。

養鶏農家による家畜保健衛生所への定期報告や簡易検査の実施など食鳥肉に対する安心・安全の確保対策を継続します。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
養鶏農家への巡回指導数(千羽以上、年4回)	85戸	85戸	記入予定	記入予定	畜産課
愛玩鶏等の家きん飼養者への巡回指導数	2,100戸	2,100戸	記入予定	記入予定	畜産課
養鶏農家モニタリング検査の実施(毎月)	4戸	4戸	記入予定	記入予定	畜産課
鶏の抗体検査実施数(千羽以上、年4回)	85戸	85戸	記入予定	記入予定	畜産課

【数値目標の根拠】

養鶏農家への巡回指導数 千羽以上、年4回

愛玩鶏等の家きん飼養者への巡回指導数 全戸、年1回

養鶏農家モニタリング検査の実施数 各地域1戸毎月実施

鶏の抗体検査実施数 千羽以上、年4回

3 適正な食品表示の確保

食品表示についての正しい知識を普及するため、事業者や消費者を対象とした研修会を開催します。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
研修会の開催回数	4回	4回	記入予定	記入予定	生活衛生室 消費生活室 農産流通課

【数値目標の根拠】

開催回数

各広域振興局において、年4回を開催目標とし、適正表示を周知する。

原産地表示、アレルギー食品・添加物等の表示等の適正表示のため、事業者に対する監視・指導を行います。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
原産地表示等に係る指導啓発店舗数	140店	150店	記入予定	記入予定	農産流通課
アレルギー食品・添加物等に係る監視施設数	200施設	200施設	記入予定	記入予定	生活衛生室
保健機能食品、いわゆる「健康食品」に係る監視事業者数	150店	150店	記入予定	記入予定	健康増進室 薬務室

【数値目標の根拠】

原産地表示等に係る指導啓発店舗数

販売者の意識向上及び府民の関心等を考慮してテーマを決め、該当店舗を中心に、店舗の啓発・調査を実施

アレルギー食品・添加物等に係る監視施設数

食品製造施設2,400施設のうち、菓子（パンを含む。）製造業、惣菜製造業等の施設を中心に抽出し、効果的に監視する。対象施設の約1割を数値目標とした。

保健機能食品、いわゆる「健康食品」に係る監視事業者数

チラシなどの広告を監視し、無承認・無許可の医薬品等に該当するものを確認した場合はすべて指導している。平年での指導件数を数値目標とした。

食品表示110番の設置による相談対応を継続します。

食品に関する不当な広告や表示などについて、くらしの安心推進員をはじめ府民から情報提供いただくなどにより、府民ぐるみによる監視を行います。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
くらしの安心推進員の設置人数	200名	200名	記入予定	記入予定	消費生活室

【数値目標の根拠】

くらしの安心推進員の設置人数

府民のボランティアとしての参画の推進目標。

「くらしの安心推進員養成研修」受講者に加えて福祉関係者等を対象とした「消費生活サポーターズ研修」を修了された方に「くらしの安心推進員」として登録いただき、登録者数200名（任期は1年）を目指す。

「食の安心・安全推進月間」を設定し、食品表示に関する啓発を行います。

第3節 信頼づくり

京都府における情報開示を徹底し、府民参画を進めます。

また、食品関連事業者と消費者との交流や消費者による学習活動を応援し、顔の見える関係づくりを進めることにより、食品関連事業者と消費者との信頼を築きます。

1 食の安心・安全に関する情報提供

京都府ホームページ（「京の食“安心かわら版”」、「食の安心・安全プロジェクトホームページ」）において、食の安心・安全に関する情報提供を迅速に行います。

京都府が行った食品に関する監視指導結果（「食品衛生監視指導計画」の実施結果、農薬販売者・使用者及び登録肥料生産業者への立入検査結果、JAS法等食品表示制度に基づく立入検査結果等）を公表します。

登録された府民にメールマガジンを配信します。

取組目標	計画	計画	計画	②計画	備考
メール会員登録者数（累計数）	300名	600名	記入予定	記入予定	プロジェクト

【数値目標の根拠】

メール登録者数

食に関心のある消費者を会員登録することとし、順次、登録者数を倍増させることを数値目標として設定した。

京都府ホームページ（「食の安心・安全プロジェクトホームページ」）に、子ども向けコーナーを設けます。

京都府の施策の毎年の実施状況について、京都府のホームページや府民意見交換会などで公表します。

2 顔の見える関係づくりの推進

食品関連事業者と消費者が交流する「食に関する座談会」を定期的を開催します。

取組目標	計画	計画	計画	①計画	備考
食に関する座談会の開催回数	4回	4回	記入予定	記入予定	プロジェクト

【数値目標の根拠】

開催回数

できるだけ多くの府民に参加してもらえるように府内4箇所での開催を目標とした。

地産地消促進の取組と併せて、農産物直売所などにおける生産者と消費者の交流を応援します。

消費者による産地見学会などを通じて、生産者と消費者の交流を応援します。

食の安心・安全の取組を府民みんなで進めるという意識を醸成するため、府内の消費者団体・生産者団体等と連携して「食の安心・安全府民フォーラム」を開催します。

消費者が見学できる農業施設・食品製造施設等を、京都府のホームページ等で情報提供します。

3 食の安心・安全に関する知識の啓発・学習

食品の安全性に関する知識の啓発のため、「食の安心・安全セミナー」を開催します。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
食の安心・安全セミナーの開催回数	5回	5回	記入予定	記入予定	プロジェクト

【数値目標の根拠】

開催回数

できるだけ多くの府民に参加してもらえるように府内5箇所での開催を目標とした。

学校や地域などの学習会・消費者講座に講師を派遣します。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
派遣回数	20回	20回	記入予定	記入予定	関係各課

【数値目標の根拠】

派遣回数

要望に対しては、すべて対応することとしているので、実績をそのまま数値目標として設定した。

協力店と連携し、買い物客へ食品の安全性に関する知識の啓発を行います。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
広告ちらしによる情報提供協力店舗数(累計数)	50店	100店	記入予定	記入予定	プロジェクト

【数値目標の根拠】

協力店舗数

京都府内にある約1万店の販売業者の1割程度(中、大型店)を目標として推進する。

「食の安心・安全推進月間」を設定し、消費者団体等と連携して食品の安全性に関する知識の啓発を行います。(再掲)

4 府民参画の推進

「京都府食品衛生監視指導計画」の策定に当たっては、毎年、府民の意見を聞きます。
(再掲 P.19)

府内における食の安心・安全の取組をテーマに、消費者団体との意見交換会を定期的に開催します。

取組目標	計画	計画	計画	㊦計画	備考
消費者団体等との意見交換会の開催回数	4回	4回	記入予定	記入予定	プロジェクト

【数値目標の根拠】

開催回数

四半期に一度開催することを数値目標として設定した。

京都府の施策の毎年の実施状況について、府民意見交換会を開催し、意見を翌年度の計画に反映させます。(再掲 P.28)

第3章 行動計画の管理・公表

1 行動計画の管理・公表

京都府食の安心・安全行動計画に基づく年度別計画を策定するとともに、年度別計画の実施状況をまとめ、ホームページ等で公表します。

2 実施状況の評価と翌年度計画への反映

京都府食の安心・安全行動計画に基づく施策の年度別実施状況について、毎年、食の安心・安全審議会による評価を実施します。
その評価は、翌年度の計画に反映させます。

府民意見交換会や京都府ホームページで府民の意見を求め、翌年度の計画に反映させます。